

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十一月二十六日奈良県指令建第一〇二―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月五日建第九五二七号
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十一月五日建第五五二七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町四丁目一五七番一、一五七番九、一五七番一〇、一五七番一一、一五七番一二、一五七番一三、一五七番一四、一五七番一五、一五七番一六、一五七番一七、一五七番一八、一五七番一九、一五七番二〇、一五七番二一、一五七番二二、一五七番二三及び一五七番二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市縄手町三一番地一

有限会社綿松コーポレーション 代表取締役 綿松廣育

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市曲川町四丁目一五七番一

水路 橿原市曲川町四丁目一五七番一の一部